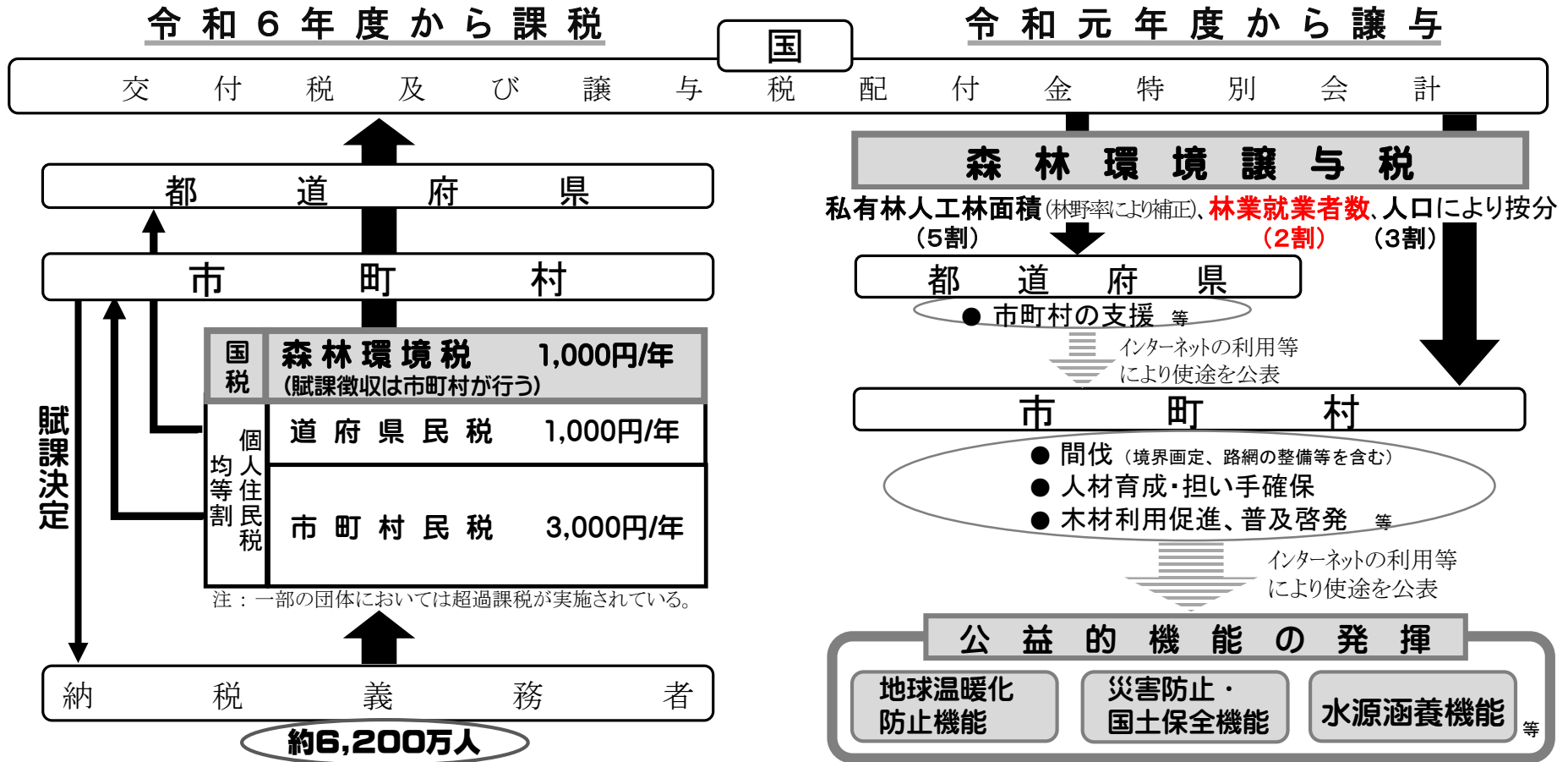


# 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計

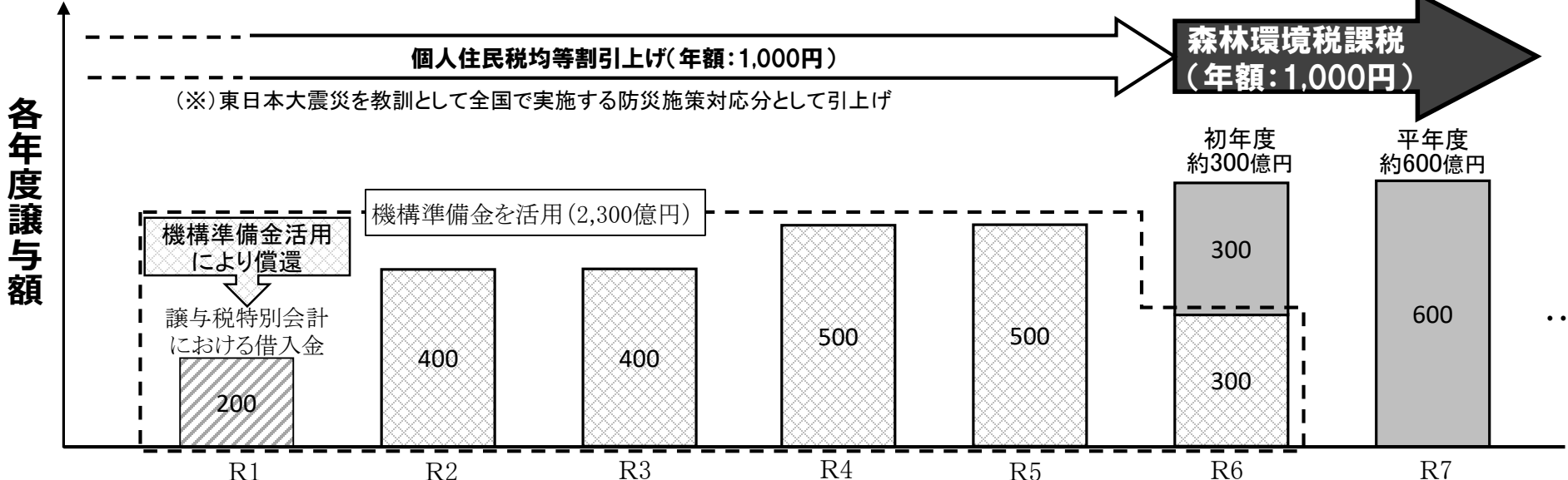
- パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。
- 税収は、平年度で約600億円。課税までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。

## 【制度イメージ】



# 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市: 県の割合	80:20	85:15		88:12		90:10	
(市町村分)	160	340	→	440	→	540	→
(都道府県分)	40	60	→	60	→	60	→

## 【譲与基準】

- 市町村分
  - 50% : 私有林人工林面積
  - 20% : 林業就業者数
  - 30% : 人口
- 都道府県分
  - 市町村と同じ基準

(※以下のとおり林野率による補正)

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

## 「林業就業者数」の更新について

- 森林環境譲与税の譲与基準の一つとして用いられている「**林業就業者数**」については、国勢調査の「**従業地・通学地による人口・就業状態等集計**」により調査されているが、令和4年7月22日に最新の調査結果(令和2年10月1日時点)が公表されたため、本年9月の譲与までに、最新の数値に更新する必要がある。
- 「**森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則**」の改正

(参考) 他の譲与基準の更新状況

譲与基準	統計	直近の調査時点	直近の公表	調査頻度
私有林人工林面積	農林業センサス	令和2年2月1日	令和3年6月	5年ごと
人口	国勢調査(人口等基本集計)	令和2年10月1日	令和3年11月	〃
林野率	農林業センサス	令和2年2月1日	令和3年6月	〃

## 参照条文（林業就業者数）

法律	省令
<p>（市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準）</p> <p><b>第二十八条</b> 森林環境譲与税の十分の九に相当する額（以下この項において「市町村譲与額」という。）は、市町村に対して譲与するものとし、市町村譲与額の十分の五に相当する額を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積をいう。次項及び次条において同じ。）で、<b>市町村譲与額の十分の二に相当する額を各市町村の林業就業者数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数をいう。）</b>で、市町村譲与額の十分の三に相当する額を各市町村の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。同条において同じ。）で<b>按あん分して譲与するものとする。</b></p> <p>2 前項の各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積については、各市町村の林野率（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による林野率をいう。）に基づき、総務省令で定めるところにより補正するものとする。</p> <p>（都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準）</p> <p><b>第二十九条</b> 森林環境譲与税の十分の一に相当する額（以下この条において「都道府県譲与額」という。）は、都道府県に対して譲与するものとし、都道府県譲与額の十分の五に相当する額を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、<b>都道府県譲与額の十分の二に相当する額を各都道府県の林業就業者数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する者の数をいう。）</b>で、都道府県譲与額の十分の三に相当する額を各都道府県の人口で<b>按分して譲与するものとする。</b></p> <p>（命令への委任）</p> <p><b>第三十五条</b> この法律に定めるもののほか、市町村及び都道府県に対して譲与する<b>森林環境譲与税の額の計算に関し必要な細目</b>その他この法律の施行<b>に関し必要な事項は、命令で定める。</b></p>	<p>（法第二十八条第一項及び第二十九条の林業就業者数）</p> <p><b>第二条</b> 法第二十八条第一項に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による<b>各市町村において林業に就業する者の数は</b>、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）により調査した<b>平成二十七年十月一日現在における各市町村における従業地による産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数とする。</b>ただし、当該林業に就業する者の数が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の林業に就業する者の数を関係市町村において林業に就業する者の数に加え、又は関係市町村において林業に就業する者の数から減じたものとして総務大臣が定める林業に就業する者の数とすることができる。</p> <p>2 法第二十九条に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による<b>各都道府県において林業に就業する者の数は</b>、国勢調査令により調査した<b>平成二十七年十月一日現在における各都道府県における従業地による産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数とする。</b>ただし、当該林業に就業する者の数が公表された後において都道府県の境界にわたって市町村の廃置分合があったため都道府県の境界に変更があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の林業に就業する者の数を関係都道府県において林業に就業する者の数に加え、又は関係都道府県において林業に就業する者の数から減じたものとして総務大臣が定める林業に就業する者の数とすることができる。</p>

## 国勢調査における「林業就業者」について

- 国勢調査における「**林業就業者**」とは、山林用苗木の育成・植栽、木材の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟等を行う事業所に就業する者とされている。

【日本標準産業分類】 大分類A 農業、林業 > 中分類 02 林業 > 小分類

### 020 管理, 補助的経済活動を行う事業所

→ 管理事務を行う本社・支社等/自家用車庫・修理工場/等

### 021 育林業

→ 私有林経営業/地方公共団体(財産区含む)の経営する山林の事務所/森林管理局/森林管理署/森林事務所/生産森林組合等の育林を主とする協業体/竹林業/パルプ材育林業/等

### 022 素材生産業

→ 一般材素材生産業/パルプ材生産業/くい丸太生産業/等

### 023 特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)

→ 薪製造業/製炭会社/木炭製造業/松やに採取業/うるし採取業/等

### 024 林業サービス業

→ 育林請負業/植林請負業/素材生産請負業/伐木運材請負業/共同貯木場/薪請負製造業/山番業等

### 029 その他の林業

→ 狩猟業/わなかけ業/猟師業/昆虫類採捕業/へび採捕業/山林用種苗業